

# 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（第1回） 議事録

1. 日 時：平成26年5月16日（金）14:30～15:38

2. 場 所：国立公文書館4階会議室

3. 出席者：

（構成員）

井上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
内田 俊一	一般財団法人建設業振興基金理事長
<座長>老川 祥一	株式会社読売新聞グループ本社 取締役最高顧問・主筆代理
加藤 陽子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
神門 典子	国立情報学研究所情報社会相関研究系教授
斎藤 勝利	第一生命保険株式会社代表取締役会長
永野 和男	聖心女子大学メディア学習支援センター長・教授
松岡 資明	株式会社日本経済新聞社文化部記者

（オブザーバー）

菊池 光興	独立行政法人国立公文書館フェロー
-------	------------------

（内閣府）

稲田 朋美	内閣府特命担当大臣
後藤田 正純	内閣府副大臣
幸田 徳之	大臣官房長
笹川 武	大臣官房公文書管理課長
中嶋 護	大臣官房公文書管理課企画官

（国立公文書館）

加藤 丈夫	独立行政法人国立公文書館長
齋藤 敦	独立行政法人国立公文書館理事

4. 配布資料

- 資料1 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議の開催について
- 資料2 公文書管理に関するこれまでの経緯 等
- 資料3 国立公文書館の概要
- 資料4 「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査」の進め方

参考資料1 国会・霞が関周辺への新たな公文書館建設に関する要請書（公文書管理推進議員懇話会）

参考資料2 世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟設立趣意書

参考資料3 公文書管理の在り方等に関する有識者会議 最終報告（平成20年）

○笹川課長 ただいまから第1回「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」を開催させていただきます。

議事に先立ち、当調査検討会議の開催に当たり、公文書管理を担当している稲田内閣府特命担当大臣から御挨拶をお願いします。

○稲田大臣 このたびは「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」の委員就任をお引き受けいただき、感謝申し上げます。

国立公文書館において、重要な公文書が確実に保存されるとともに、保有している憲法を始めとする重要な公文書を広く国民の皆様に見ていただき、利用していただくことは、政府として重要な課題だと思っている。私も担当大臣になってから、加藤館長のもとで視察もさせていただいたところであるが、やはり生の公文書に触れることで生きた歴史を感じることができると思い、ぜひ中高生、小学生の皆さんにも公文書になれ親しんでほしいという気持ちを強くしている。

また、一昨年12月の担当大臣就任以来、この国立公文書館のほかにも、昨年9月にはフランスの国立公文書館、そして本年1月には米国の国立公文書館に視察に参った。フランスでは美術品と一緒に公文書が保管されており、そこでも近くの小学生が先生に連れられて見学に来ていた。また、アメリカでは机がスマートフォンになったような形で、すごく現代的な公文書館の在り方みたいなものも見せていただいた。こういったことを通じて、公文書管理は民主主義のインフラであり、その充実は将来世代への責任だということを痛感している次第である。

国立公文書館がその役割を十分発揮できるよう、機能・施設の両面にわたる充実策について、この調査検討会議において御議論いただくことを担当大臣の立場からお願い申し上げます。

○笹川課長 同じく公文書管理を担当している後藤田副大臣も御出席いただいている。

(カメラ退室)

○笹川課長 当調査検討会議の開催要領については、お手元の資料1として配付しているが、2枚目の名簿にも記載しているとおり、座長は老川祥一委員をお願いしたいと思っている。ついては、これより会議の議事進行は老川座長をお願いします。

○老川座長 それでは、これより議事に入る。

本日は第1回の会議であるので、まずは各委員から、お1人ずつ簡単な自己紹介をお願いしたい。

それでは、まず私、読売新聞の老川から始めるが、主として政治関係の取材を長く担当して、編集あるいは論説、そういった分野に携わってきた。公文書の管理という面では素人であるが、文書を利用する、それを伝えるという立場でかかわっている。

文書の保存というものがいかに大事か、今、大臣からも生きた歴史という話があったが、そういった歴史的な文書を大切に守り伝え、そして広く国民に利用していただくといった観点から、皆様方の御協力を得て、的確な御意見をまとめて、この公文書館の機能・施設

の在り方についてしっかりした報告ができるように御協力をよろしくお願ひしたい。

それでは、50音順で名簿に沿ってお願ひをしたい。

○井上委員 私の専門は法律のうちの知的財産法であり、国立公文書館とは今まで御縁がなかったが、何か関係があるとすると、今私は、電子行政オープンデータ戦略という内閣府で行っている戦略の中で公共データを民間に開放して利活用を促進していこうという取組に関わっている。公文書館は、公文書管理法に基づいて公共データの一部を保管し、利活用を図るという機能を有していることから、今まで関わっていたオープンデータ戦略などにも関係していると思い、勉強させていただきたいと思っている。

もう一つは、知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会にも参加をしているが、その知的財産戦略本部の知財計画の中でも、アーカイブ利活用促進に向けた整備を加速化することが、今、重要な課題として挙げられている。知財戦略では、知的財産という観点からアーカイブの整理、活用を進めるということであるが、公文書館のデータ、文書というものについてもアーカイブの一つとして延長線上にあるのではないかと思っているので、統合的な形で見たいと考えている。

○内田委員 私は長い間公務員をしており、まさに公文書を作って管理して移管する責任を負っていたという立場で参加をさせていただいたと思っている。

公文書管理法ができて、先ほどの大臣の挨拶の中にもあったとおり、公文書管理法の肝は、一つは公文書というものが民主制度のインフラだという宣言をされたことと、もう一つは歴史の中での説明責任を担うという位置付けをしたことだと思う。公務員時代を振り返ると、最初の民主主義のインフラというところは違和感なく入ってきたが、歴史での説明責任というところは非常に意外な感じがした。

公務員にとって公文書とは何なのかと思い出してみると、基本は法律と予算を作る、その説明資料として作るのが公文書だったのだと思う。説明の相手方は、まず上司、そして関係省庁、それから関係団体、そして国会議員と議会ということで、そうした相手への説明資料として作ったので、法律が通って予算ができれば説明資料の役割は終わりという認識でいたと率直に思う。そういう意味では、まさに歴史での説明責任を果たすというのは非常に意外な感じであったし、率直に言って盲点だったという感じがした。

これからこの議論に参加させていただく公文書館は、どちらかといえばインフラの方もあがるが、歴史での説明責任を担っており、その機能の発展を考えるということであるので、そういうことに気付かなかったことの反省も含めて、いろいろ勉強して考えていきたいと思っている。

○加藤委員 私は歴史研究者の立場から公文書管理に関わってきた。関わってきた時間は長いものの、どれだけ寄与できたか忸怩たる思いがある。小泉内閣期に福田官房長官（当時）が始めた懇談会のおきから、公文書管理法に向けた動きを微力ながら周りから援助していきたいと思っていた人間である。

反省の弁としては、公文書の移管の推進という点を力説してはきたが、世の中に対して

公文書館をいかに見せるかという点では無自覚であったと思う。稲田大臣が今回視察されたフランスの国立公文書館の建物も、準備から出来上がるまで12年くらいかかっていると聞く。私が公文書管理に関わってからそろそろ10年近くになるので、新公文書館建設が早く実現できればよいと思う。

もう一点。歴史研究者として日本の公文書館について心配なことは、国として持つべき歴史的に重要な記録をきちんと保存し、開示できているかという点である。日本の近隣の中国や韓国などはこの点に熱心な国であって、国境問題や歴史認識の問題でかなり周到な準備をしている。これらの国々に比べて、アーカイバル・ヘゲモニーという点で日本は競り負けているのが現状である。これまで私は、他国と比べた際の公文書館の職員数の少なさ、移管文書数の少なさの問題視してきた。むろんこれは大事な点だが、もう少し大きな視野で、国家としての公文書館が国としてどのような文書、記録を持っておくべきなのか、考える必要があると思う。

○神門委員 私は専門が情報検索、デジタルライブラリーといったようなことである。今までは国際的な、ここ16年ほどはNTCIRという情報検索システムを研究している者たちが集まる評価会のようなものを開催しており、毎回17～18カ国から100～150チームが参加するコンテストのようなものをやりながら、情報検索技術の安定した研究と新しい研究課題の創出というようなこと、未来価値を創出するというようなことをしてきた。

それと同時に、私どもの研究室では、特に情報検索システム、デジタルライブラリーのユーザーインターフェース、最近ではユーザーエクスペリエンスというが、いかにそこでユーザー一人一人が新たな発見をしたり、喜んだり、楽しい思いをしたり、それを支援するようなデザインをするということである。

アーカイブと関係することとしては、数年前に知的財産利活用のプロジェクトの一環で、東京国立博物館と西東京市の小学校との共同研究で、小学生が特にキーボードなどを使わずに楽しみながら発見的な学習ができるようなシステムのデザインということに取り組み、5年間、小学校で実際に使っていただいた経験がある。そのときも小学校の先生方は、とにかく全ての歴史を覚えることはできないので、何かあつと感動して、大人になったときにも、あれは見たことがあるな、勉強したことがあるなと思えるような時間を提供したいとおっしゃり、博物館の学芸員の方も、何かじっくり見て、あつと思う、そういう経験を提供したいとおっしゃり、また私たちユーザーエクスペリエンスのデザイナーとしても、まさにそういう、あつと思うということを考え、その3者の思いが重なって、とても楽しいプロジェクトであった。

それは、デジタルアーカイブとして、外部に行って、使って、実際に現物を見たいと思っ来て館したいという思いにもつながると思うし、実際こういったところに来館されたときの展示場の設計といったようなことにも関係することだと思う。事実を展示するだけではなくて、今日も私たちはいろいろ館職員の方の説明を伺って、とても面白かったと思う。ただあれを見るだけよりも、「実はこれは」とか言ってもらうと、とても鑑賞が深まって

印象に残ると思う。

ストーリーをどうやって見せるかということと、事実をどのように伝えるかという、その両方のせめぎ合いで、より魅力のある展示といったようなことを、また展示の中にはいろいろなデジタルなプローブというか、そういったものをちょっと使うことでより鑑賞が深まるということもあると思う。ぜひこれだけお宝があるので、その有効活用が国民一人一人の日本という国に対する誇りとか文化に対する理解を深める、あるいは海外の人々の理解を深めるといったようなことにもつながっていけばいいと祈念している。

○齋藤委員 私はこの関係のことについて知見を持つものではないが、一ユーザーとしての国民の目線、それから経済人の目線で議論に参画をさせていただき、お役に立てればと思っている。

一言つけ加えると、最近、私どものような極めてドメスティックな企業においても、海外への進出が進み、100%M&Aで買収した先の会社から、いろいろと学ぶべきことが大いにある。そういうことの一つに文書の管理の問題があって、何事もドキュメント化するところから始まって、保存それから利用、こういったことについて、日本そのものが外国に比べると少々遅れていたかと思うが、企業単位で見てもそういったことが多分にある。最近、文書の管理について、そういう経路から関心を持つに至り、大変いい機会をいただいたと思っている。

もう一つ、今、館内を見せていただいたが、大変興味深く、それぞれの方が本当にプロフェッショナルで感心した。これからの楽しみである。

○永野委員 私は専門は教育工学とか教育情報学という分野で、技術的にはコンピューター技術を使っているいろいろなものを作り出したり、その逆に子供たちにその情報に関する教育をすることなどを専門にやっており、今まで割と文部科学省といろいろ仕事することがあったが、内閣府では初めて声をかけていただいた。

そういう観点で今日は館内を見せていただき、あれだけのものがあり、それが子供たちにうまく開放され、うまくデザインされたらとてもいいものができると思う。来るまでは、ここで何をお手伝いできるのかと考えていたが、あれだけのものをこういう形で見せられれば、先ほど話があったように、社会科の本に載っているようなものがどういう形で見られるのかなと思った。

今、私の肩書が聖心女子大学メディア学習支援センターとなっているが、この大学は非常に古い大学で、建物は新しくしないという形になっており、あと15年建て替えないことが決まっている。その中にメディアというものをどのように組み込むかということをやっている、いらっしゃったらお分かりになるが、外から見たら全然分からないが開いたら突然外と中が非常に変わったものをつくっている。

10年くらいごとに大学が変わっているが、教育工学の分野の中に学習環境デザインという分野があり、要するにどういう建物を建てて、どのように人の流れを作っていくと学習が成立するかといった分野がある。そういうことに非常に興味があるので、私は以前在

籍した静岡大学や鳴門教育大学の建物設計を担当した。もちろん設計といっても空間デザインであり、どのように配置して、どういうものを入れて、どのように物を動かしていくかといったことだが、そういう視点で、聖心でもメディア学習支援センターをやっている。そういったノウハウも、もし何かあればこの会に披露できたらと思っている。

○松岡委員 私は10数年前にある取材をきっかけにして、アーカイブズ、いわゆる公文書を始めとする記録問題に関わることになり、以来ずっと取材をしてきた。はっきり申し上げて、やはり日本はこの分野で非常に遅れているのが現実だと思う。これは先ほど斎藤委員もおっしゃったように企業も同様で、今、日本が抱えている大きな問題は、こういう記録をどのように保存して活用するのかというものが非常に大きなテーマだろうと思う。

3年前に公文書管理法が施行になり、公文書館の書庫はあと3年から5年で満杯になると聞いている。また、これからデジタル化の問題も進んでいくので、一つの大きな転換点にあると思う。遅れていたこういうものをいかに取り戻して進めていくかという大きなチャンスが来ているのではないかと思うので、そういう面で何かお役に立てればと思っている。

○老川座長 この会議では、これまで公文書管理に関する議論に携わってこられたお二方、オブザーバーとして尾崎護氏、菊池光興氏に参加をいただいている。本日は尾崎オブザーバーは都合で欠席されているので、菊池オブザーバーの方から一言お願いしたい。

○菊池オブザーバー 私も内田委員と同じように長いこと公務員をやっていて、総務庁の次官をやっていたが、2001年の省庁再編により総務省になったことを機に退官した。そうしたら、当時の福田康夫官房長官から、今度、国立公文書館が独法になるから、公文書館の運営を手伝うようにとの御下命があり、2001年4月に独立行政法人になった国立公文書館の館長になり足かけ8年余り館長を務めた。現在はフェローとして時々公文書館に現れてはいるが、振り返ると、この13年間、皆さん方の大変なお力添えで公文書管理法が成立し、従来大変滞留していた移管公文書についても、全てデジタル目録に載せ利用に供することができて、一応の体制を整えることができた。

途中、私は国際公文書館協議会（ICA）の副会長に選出され、いろいろ外国の公文書館を見たり、多様な会議に参加する機会を得た。そういうときに、やはり日本の公文書館をこれからもっと役に立つものにしなければいけないし、国民に親しまれるものにしなければいけないと強く感じてきたところであるが、尾崎オブザーバーや松岡委員、加藤委員などに大変な御支援をいただいて、今日こういう状況になってきたことを大変喜んでいる。

また、この機会に新しい公文書館の機能・施設の在り方について検討するというので、その会議にオブザーバーとして同席せよということになったので、できる限りのことをして、日本国民に役立つような国立公文書館、あるいは日本の公文書館制度というものを作り上げることのお役に立ちたいと思っている。

○老川座長 それでは、議題の「2. 公文書管理・公文書館に関する制度概要について」話を進めたい。

まず、事務局の内閣府から説明をお願いします。

○笹川課長 それでは、資料2、資料3を続けて説明させていただく。

まず、資料2の1枚目をご覧いただきたい。

この国立公文書館が設置されたのは昭和46年であり、それまでは行政文書は各省庁がそれぞれ持っていたが、散逸防止や一般の利用を図るため国立公文書館を設置した。しかし現在老朽化が進みつつあるという状況である。昭和63年に公文書館法施行、平成10年につくば分館を建てて書庫を拡充した。平成12年に国立公文書館法施行、平成13年には中央省庁再編に伴って国立公文書館が独法化されている。なお、昭和63年のところで公文書館法と言っているのは、国あるいは地方自治体が建てる一般名詞としての公文書館の業務等について規定しているものであり、それに対して平成12年のところは、固有名詞としての国立公文書館である。また、平成13年4月には情報公開法が施行されている。11月にアジア歴史資料センター開設とあるが、これは国立公文書館、外交史料館、防衛省の防衛研究所が持っているアジア歴史資料をインターネットを通じて提供しているものである。デジタルアーカイブが平成17年4月から供用開始になっている。平成20年2月から、当時福田総理のもとで尾崎オブザーバーを座長とする公文書管理等の在り方等に関する有識者会議が開催され、11月に最終報告をまとめ、それに基づいて公文書等の管理に関する法律、いわゆる公文書管理法が制定、施行された。施行後約3年、我々は定着に努めている。

2ページ目、公文書館法、公文書管理法について簡単に説明させていただく。国立公文書館法は平成12年施行であるが、この法律ができる前は、公文書館に移管できる文書は行政機関の文書だけであった。当時、民事判決原本、裁判所の判決原本を最終的にどう保存するかという問題があり、議員立法でこの法律を作り、国立公文書館で受け入れられるようにした。これ以降、立法府・司法府の文書についても、それぞれの機関の長と、したがって衆議院議長、参議院議長、あるいは最高裁長官と総理が取り決めを結べば国立公文書館に持ってこられるという仕組みが出来上がっている。司法府からは現に来ていますが、残念ながら立法府とはまだ具体的な定めに至っていない。公文書等の管理に関する法律、これは文書管理、文書の作成から移管あるいは廃棄、さらには公文書館における利用に至るまでを通じた文書管理の一般法である。

次の3ページをご覧いただきたい。目的は上に書いてあるとおり、行政の効率的な運営、国民に対する説明責任ということである。幾つかポイントだけ申し上げますと、(1)①で行政における意思決定の過程あるいは事務事業の実績が把握できるように文書を作る。そして、ここは新しいところであるが、文書を作ったら、そこで保存期間を決めて、保存期間が終わったら公文書館に持ってくるのか廃棄するのかをあらかじめ決めて、後は自動的に移管されるようにするという仕組みを作った。これまでは、その都度、公文書館側と各省庁で協議して持ってくるということであったので、これでかなり義務的にルールにのって移管できることになっている。それから、廃棄する場合にも改めて内閣総理大臣と協議する。このときには、国立公文書館にも専門的な知見を有する者がたくさんいるので、

相談しながら、アドバイスをいただきながら判断している。国立公文書館においては、基本的に移管された文書については永久保存で、情報公開法類似の利用請求も可能という仕組みになっている。次のページの真ん中より下の赤く囲ってあるところが国立公文書館で行っている業務で、今回の会議では、主としてここに焦点を当てて御議論いただくことになっている。

以上が公文書管理の経緯であるが、最近の動きとして、参考資料の1と2にあるとおり、国会の方で「国会・霞が関周辺への新たな公文書館建設に関する要請書」が昨年6月に内閣総理大臣と衆参議長に出されている。諸外国に比べて日本の公文書館制度は見劣りがするので、国会・霞が関周辺に憲法を始めとする重要な文書を展示できるような中核的施設を作るべし、そのための予算を計上すべしというような内容である。これを受けて予算要求した結果、今日お集まりいただいている調査検討会議に至ったところである。今年の2月には、参考資料2にあるとおり、超党派の議員連盟が立ち上がり、やはり同じような世界に誇る国民本位の新たな公文書館の建設を目指して、展示・利用機能を有する施設を国会周辺に建てるべしという設立趣意書ができています。なお、新しい施設ということでは、参考資料3の22ページに、先ほど言及した平成20年の有識者会議においても同様の指摘がなされているところであるので、参考までに申し上げます。

引き続き、資料3であるが、まず1ページの体制として、役員4名と定員職員47名で約50名、それに加えて非常勤職員が約100名いるので、トータルで150名くらいの体制となる。予算規模は約20億円、目的と機能は、保存と利用である。

3ページ「文書の保存」であるが、国立公文書館が所蔵している公文書等は135万冊、うち約50万冊が内閣文庫から引き継いでいるいわゆる古文書的なもの、残りの85万冊が国の意思決定に関わる行政文書である。書庫については、東京はほぼ9割埋まっており、つくばが7割埋まっている。平成25年度は約2万4千冊と書いてあるが、増減はあるものの大体毎年このくらいを受け入れている。仮に現在のペースでという前提を置くと、平成31年くらいには一杯になってしまうこととなり、切迫感を感じているところである。展示スペースについては、1階部分を改装し、見学コースの整備などにも今取り組んでいるところである。

5ページ「インターネットの活用」については、目録は全てデータベース化して、電子公文書についてはネット上でも閲覧可能。ただし、予算等々の制約はあるので、紙媒体の電子化はまだ1割弱という状況である。

6ページ「研修・人材養成」については、公文書館において研修にも力を入れており、国の文書管理の担当者を対象とする研修、それから公文書館の職員、国や県の職員を対象とする研修等を行っているところである。

7ページから8ページにかけては、「国立公文書館」というのは固有名詞であって、法律上は「国立公文書館等」ということで、政府内では外交史料館、宮内庁の宮内公文書館がある。独法あるいは国立大学法人においても他に8つあり、合計11施設が「国立公文書

館等」である。また、立法府あるいは博物館・大学等にも関係ある施設がある。

9ページ、いわゆるALM連携とも言われる図書館、博物館との比較である。機能あるいは収集対象とするものについて違いはあるが、例えば展示等の観点から見て見習うべき点などがあると思われ、参考までに資料を載せている。

10ページ「国立公文書館の組織に関する議論の経緯」であるが、総理府の附属機関から、現在、独立行政法人に変わっている。現在は昨年閣議決定を受けて法案審議中であるが、当面は独立行政法人の形態を維持していくということになっている。具体的には、まず公文書管理法附則の中で、施行後5年、今から約2年後を目途として幅広く見直すということ。それから参議院の附帯決議で公文書館の組織の在り方について検討を行うことと言われていることもあり、引き続き検討していくが、結論が出るまでは当面独法でいくことになっている。

11ページは、昨年6月に行政事業レビューの公開プロセスで公文書館の事業が対象になり、法律上のミッションを果たしていくことは必要であることは認めていただいた上で、事業収入の拡充や、他の施設との関係整理により、効率化を含めて今後の在り方を検討すべしと指摘されている。国立公文書館においていろいろ工夫し事業収入確保に努力しているが、施設関係の整理等の指摘も受けていることを紹介させていただく。

12ページ、諸外国との比較である。国によってそれぞれ機能、業務が違っていることや施設の数が違っているため、単純比較は難しいが、例えば職員数を見ると、我が国の50名あるいは150名とは大きく異なる。少数精鋭で頑張っているが、今後ますます業務の重要性が高まっていく中では、なかなか大変な状況である。

また、建物の例を参考までに後ろに載せている。14ページには、稲田大臣も訪問したアメリカのワシントンにある展示室の様子も掲載されており、独立宣言原本なども展示されている。

○老川座長 ただいまの説明について、質問のある方はお願いしたい。

○斎藤委員 公文書館における年間の受け入れ量について、この数年あまり変わっていないという話があったが、例えば各省庁で文書化というものが決定して、また、移管ルールというものがきちんと出来上がることで、印象としては従前よりもかなり受入れ量が増えていくのではないかと想像するが、それにより満杯になってしまう平成31年が前倒しになる心配はないのか。

○幸田官房長 各省庁が毎年作成している文書、保存している文書の中で、歴史公文書に当たるものとして公文書館に移管されてくる文書の割合というのは、実は1%にも満たないくらいの量が現状である。そのため、永久に保存していく文書の割合がどれくらいかということについては、なかなか将来を見通せない部分があることは事実である。

最近で言うと、従来の防衛秘密が特定秘密保護法の成立に伴い公文書管理法の対象になるなど、法制度の改正により、将来公文書館に移管されてくる文書が更に増えたりしており、将来的には文書の移管量が従来以上に増えることは確かだと思われるが、急に大幅に

増えるという見込みではない。

○永野委員 今の質問の関連だが、最近のもの多くはもともと電子媒体で作られるとの話であったが、その場合の公文書というのは、初めから電子媒体であると考えていいのか。それともそれをプリントアウトしたものを残していくという考えなのか。

○幸田官房長 公文書管理法上は、文書は紙であっても電子媒体であってもどちらでも良いこととなっている。各省庁の状況を申し上げますと、かなり電子決裁の割合が増えてはきているものの、実際の保存媒体としては、95%が紙で保存されているというのが実態である。したがって、各省庁の保存の実態に応じて移管されてくるというのが実情である。それをさらに、先ほど申し上げたように、こちらで紙をデジタル化する作業をやっているが、そこはまだ1割にも達していないのが現状である。

○老川座長 ほかに質問があるかとも思うが、あまり時間もないので、今後の進め方について説明いただいて、それを踏まえて質問も含めて意見を賜りたいと思う。

○笹川課長 資料4をご覧ください。

趣旨については、国会サイドから国会の近くに建てるべしという御指摘をいただいている。他方、行革等々の観点もある、あるいは公文書館に期待するニーズが研究者と一般人とでも違うだろうということもあることから、予算要求の過程で調整した結果、憲法を始めとする歴史公文書の保存・利用を担う国立公文書館の機能・施設の在り方について、まず、様々な視点から幅広い調査検討を行おうという趣旨で今回お集まりいただいている。

具体的には、まず、国立公文書館が果たすべき機能はどういったものがあり、何が求められているのか。それが現在どのくらい果たされていて、仮に不十分だとすれば、それをどうやって補っていくのか、あるいはどういう方向で補っていくのか。さらには、それぞれの機能を果たす場合に、どういった場所で果たしていくのが良いのか。例えば展示と保存は必ずしも同じ場所である必要もない、あるいは違う方が良いということもあるかもしれないので、そういったことを議論いただきたいと考えている。

調査手法としては、外国調査、国内調査、ニーズ調査等を考えている。

具体的な段取りに入る前に、重要性や緊急性は異なっているものの、課題の例として事務方で挙げたものが次の資料である。例えば、②議会関係の文書については、枠組みはあるものの受け入れられていない。

③、④、⑤に関して、国会図書館と収集対象が重なっている部分、あるいはたまたま民間で例えば昔の総理などの重要な文書が出てきたときに、必ずしも収集できる体制になっていないといったことがある。

保存・保管については、繰り返しであるが、近く書庫が満杯になってしまうという厳しい状況。それから、各行政機関の中間書庫として保管する十分なスペースがない。これは国立公文書館法で中間書庫的な機能を認められており、各行政機関で将来的に公文書館に移管するような重要な文書については、保存期間満了前に国立公文書館で預かり、集中的に管理することで散逸させず良好な状況で管理することができるようになっているところ

であるが、場所、体制、あるいは各省とのコンセンサスなど、実現はしているが、今後拡充等を考えていくべきではないかということである。

アーキビストも諸外国の1割程度ということであって、アーキビストのやる仕事の範囲にもよるが、1割というのは少ないのではないかということである。

それから、まさに今回力を入れ始めている展示機能であるが、本当に憲法原本を置けるほどの状況が整っているのか、あるいは地理的にどうかということがある。それから、子供たちを呼んできて受け入れられるような体制、施設になっていない。デジタルアーカイブの問題等もある。これらについて議論いただきたい。

最後のページの「今後の進め方」については、先生方に議論いただき、相談させていただきながらと思うが、当面の案として考えたもの。今回は第1回であるが、第2回、第3回については、展示機能、人材育成、保存、いろいろ我々が果たしていこうとしている機能について、現状を説明申し上げて、意見なり、この辺をより深めていくべきというような指摘をいただきたいと思っている。それらを踏まえて、あるいは必要であればさらに3回目の前半くらいにかけて機能全体を見ていただいた上で、今後どういった点を重点的に深掘りしていくのか、どういう段取りでいくのか、その辺りの中間的な取りまとめ、整理をお願いして、秋以降、外国調査なり具体的な深掘りに入っていくことを考えている。

○老川座長 先ほどの説明についての質問でも結構であるし、これからの進め方についての質問あるいは意見を承りたいと思う

ちょっと伺いたいのが、6月の第2回は展示機能、学習機能ということであるが、こういう順番でも良いと思うけれども、同時にまた、いろいろなところに分散している資料を国立公文書館に全部集めるのが望ましいのか、それとも別々に置いておいて、それをつないで利用できるようにするのが良いのかとか、そういうことも両方絡まってくる話だと思うが、そこら辺の議論の進め方はどのように考えたらよいのか。

○幸田官房長 今、座長からの指摘もいただいたので、先ほどの資料4の2枚目の紙で言うと、対象文書というところになってくると思う。この辺の現状についても、次回説明をさせていただきたいと思う。基本的には行政の文書と司法、裁判所の文書は、歴史的に重要なものはほぼ移管されてくるということではあるけれども、議会の文書は、受け入れはできるが入ってこないという現状がある。その中で、行政についても実は外交史料館とか宮内公文書館は別になっており、これらについて物理的に全て集めていくのか、あるいはデジタルアーカイブとして目録があればよいのかとか、そういう論点もあろうかと思うので、次回その辺も紹介させていただく。

○老川座長 先々どこまで広げていくか、あるいは集約するかということは頭に置きながら、差し当たって今、例えば我々が先ほど見せていただいたようなものとか、そういったものをもっと広く気軽にたくさんの方が利用できるようにするにはどうすればよいのかと、このようなことをまず初めに議論して、そういう中でどの程度の規模が必要かとか、こういう議論に進んでいくイメージでよろしいか。

○幸田官房長 ぜひその辺は意見を賜われればと思うが、今の座長の指摘は、恐らく対象とする文書もそうであるし、それから展示と国民との関係をまずどう考えるのかという問題提起かと受け止めた。それに関連するようなところから入っていこうということであれば、そのような素材を次回考えてみたいとは思う。

○加藤委員 皆様のおっしゃっていることと同意見であるが、稲田大臣がフランスやアメリカで公文書館を視察されたときの感想にもあったように、本館の機能として、例えばアメリカの独立宣言なり憲法なりの展示には工夫がある。一方、アメリカの例で言えば、ナショナルアーカイブズ2という、本館とは別の別館では、やや専門性の高い調査・研究・資料整理に重点を置いている。今回配布された資料の中の、外部有識者の公文書館に対するコメントでも、いわゆる文書を受け入れて整理していく機能と、見せる機能をどう分けるか、との議論もあった。今回の検討委員会には、小学生に対して博物館展示をどう見せるかを実践してきたプロもおいでになる。それを踏まえれば、いかに見せるか、との議論が深まりそうである。今回、公文書館を視察させていただいて、数は本当に少なくて問題であるが、職員が極めて高い専門家としての能力を持っている。それを考えると、見せるという機能の強化とは別に、いかにしたら公文書館の機能をより専門化できるか、ということも議論されるべきであるし、またできると考える。

また、読売新聞や日経新聞の方もおいでであるから申し上げると、やはり東日本大震災以降、「アーカイブズ」という言葉や「記憶遺産」という言葉が定着してきたと思われる。震災復興の時期であるのになぜ箱物を建設するのか、というような批判は出るかもしれないが、国の記録を保存するための新公文書館の建設が、国家の記憶の保存という点で非常に重要だということを国民に説明すれば、理解を得られるのではないかと思う。

○内田委員 座長の問題提起、それから加藤委員の指摘に私も賛成であるけれども、その中で、資料を見ていると、展示機能と教育機能とあって、ここがとても大事なかなと思うのは、利用者の観点から考えたとき、こういう施設がしっかり成り立っていく基本というのは、預かっている側、つまり公文書館になるのだと思うが、それから利用する側、双方に、ここにあるものが宝であるという共通の認識があって初めて成り立つのだろうと思う。

そのときに少し気になるのは、例えばフランスで、子供のときから長くフランスにいた友人に聞くと、小学校、中学校、高校とずっとしつこく、例えばギリシャ文明から始まって、ローマ文明に行って、それで今のフランスがあって、人権宣言があってという、つまりフランスという国あるいは国民がまさにヨーロッパの文明を担っていく後継者である、その出発点にももちろんギリシャ、ローマもあるのだけれども、人権宣言があるというようなことをしつこく教えてもらう。そういう認識、つまり自分たちの成り立ちの基本がそこにあるという認識があって初めて人権宣言を見たときに、彼はこれを宝だと思うのだと思うのだけれども、我々も含めて今の子供たちが、例えば今日置いてあったような明治の大日本帝国憲法や日本国憲法を見たときに、一体自分たちの成り立ちにとってどんな意味を持つのかというところが分かるのかということ、少し不安がある。

そういう意味では、見せ方もすごく大事であるけれども、教育の中でしっかり、例えば明治憲法というのは、それがあつたために日本は20世紀に経済的にも精神的にも独立した国家としてあり得たのだというような位置付けとか、あるいは20世紀の後半に世界から尊敬を集める国になり得た、それはやはり日本国憲法が作られたときから生まれたといったことを認識してもらおうとか、そういう教育があつて初めて公文書というのは成り立っていくのかなど。そうすると、これは教育の問題になると思うが、公文書館の機能を振り返って考えれば、公文書館に来てもらつて子供たちが勉強するというのもあるけれども、例えばそれを教える先生たちと公文書館の職員たちとが公文書の現物を横に置きながら議論をしていくといったような、そういう意味での教育と公文書館機能との連携、こういう機能がとても大事なのではないかと思う。

ついでに言えば、小学生、季節になると国会へたくさん来ているが、彼らにも国立公文書館に来てもらいたいだけでなく、もしかしたらもうちょっとこれを宝物だと気付いているかもしれない、気付く可能性があるとするれば、大学で法律を学んでいる若者とか歴史を学んでいる若者たちであったり、あるいは高校生であっても、例えばそういうクラブに入っている彼らは気が付きやすい立場にある。彼らとのネットワークを積極的に作っていく、あるいはむしろ彼らの活動を支援するのもかもしれないけれども、そのようにこれを宝物だと気付く土壌を作っていく、そういう機能が新しい公文書館を考えるのであれば必要なのではないかと今思っている。

○加藤館長 今の指摘であるが、我々も特に青少年に対する働きかけをどうするか、これは大臣の示唆もあるが、このことは一つ大きな課題だと思っている。実は昨年の夏休みに、小中高生の国立公文書館見学コースというのを始めてみたところ、数十人が参加して、実際に古文書を見たり、和綴じの実習をしたり、ゲームをやったりということで、それは大変評判が良かった。今年から更にそれを充実して、多くの方がここに来てまず遊べるようにとか、楽しめるような機会を作っていきたいと思う。新しい公文書館建設のときには、ぜひそういう機能をこの中に加えていただきたいと思う。

もう一つは、これは来週から始めようと思っているけれども、今日は展示会がちょうどやっていない時期であると説明したが、1階に憲法を始め国の重要な成り立ちを決めた書類、記録を常設展示できる場を作りたいと思っている。子供たち、学生がここにいつ来ても何か貴重なものが見られる、ここに来る習慣をつける、そういう常設展の場を来週から1階に作りたいと思っている。先ほどのアメリカやフランスの例もそうだが、新しい公文書館を考えていただくときに、そういう設備、機能をどのように具備していくかということもぜひ検討いただきたいと思う。

○老川座長 予定された時間が来たので、今日はこの程度にしたいと思うが、次回、そういった見せ方あるいは活用の仕方について議論いただくとして、事務局の方から、今、館長が触れたけれども、例えば今現在どのような利用のされ方をしているとか、外国の場合、アメリカとかあるいは先ほどフランスの話も出たけれども、外国ではどのように利用

されているのか、どういう効果を上げているのか、そういった参考になるような情報を説明いただいて、それを基に皆さんでまた議論いただく、そのようにしたら良いかと思う。

ちょっと感じたのは、先ほど入れ替え中の展示資料の札だけ見たら、江戸時代の料理の仕方とか、鰻屋の店の紹介とか、今、恐らく日本の政府が公文書とってあんなものを残すとはとても思えないのだけれども、あれを見てもものすごく興味が湧く。公文書というのは何も行政文書だけではないわけで、歴史的にこれは大事だと思うようなことは、きっと将来の子供たちにとっても大事になるのではないかと思うので、そういうことも念頭に置きながら次回お話しさせていただきたい。

○加藤館長 今の座長からの御指摘で、利用についてつけ加えさせていただくと、今、一般の方が利用するのは2種類あって、閲覧室で実際の古書、古文書あるいは法律記録を下の書庫から取り寄せて研究のために利用していただく、これはデジタル化もできているということで、その研究のための利用ということが一つある。今は大体、多いときで1日40～50名くらいの学者、研究者の方たちに利用いただいて、この機能をきちんとやっていくということが一つある。

それから、話題に出ていた展示会機能をどのようにしていくかということもあって、今は春と秋に1階の全フロアを使った特別展、先週までは「高度成長の時代へ」ということで、戦後1951年から1972年までの展示をした。今話があったように、今月末から「江戸のレシピ」ということで、江戸時代の人たちが何を食べていたかという料理メニューの展示をやることにしている。

一つの課題は、我々としては少なくとも土曜日開館したい。過去は役所並みに月曜～金曜ということだったけれども、一般の方に利用いただくためには、どうしても土曜開館したい。それから、一般の展示については、週末はできるだけ遅くまで開いていきたい。この体制をどうするかというのが課題であり、これは人員体制の問題も、展示設備の問題もある。一般の研究用の閲覧室と展示用の施設の拡充、それから休日、夜の開館までの体制整備ということも、これからの利用に関してぜひ記憶に留めていただきたい。

○老川座長 大臣には長時間参加していただいたので、最後に一言。

○稲田大臣 大変バラエティーに富んだ委員の先生方を選任させていただき、本当にいろいろな角度から議論いただけることに感謝する。

私は公文書管理担当であると同時に行政改革担当大臣、またクールジャパン戦略担当大臣でもある。行政事業レビューは昨年、公文書館の今後の在り方の検討が必要であるということで幾つか有識者の指摘がある。これについても、ここで一応の結論も出していただきたいと思う。

クールジャパンという観点からは、私はフランスやアメリカへ行って、素晴らしい建物であったり素晴らしい展示なのだけれども、保管の技術とか、一つ一つの整理の仕方、空調であったりというきめ細やかさ、これは私は世界で日本は絶対に負けていないと確信をし、それはやはり日本人のきめ細やかさであったり繊細さであると思われ、それがこの公

文書館にも生きているので、そういうものも発信をしていきたい。また補修に世界中で和紙を使っている、そういうこともクールジャパンの切り口からいくと、公文書管理の在り方というのは、もっと日本の良さを世界に向けて発信できる場になるのではないかということも感じている次第である。

○老川座長 それでは、会議はこれで終わるが、事務局の方から連絡事項を。

○笹川課長 本日の会議の議事記録については、皆様に確認いただいた後、資料とともにホームページに掲載させていただくので了承願したい。

○老川座長 今日は長時間にわたる参加、感謝する。